

資料：罰則等

1 報告の徴収

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者などに対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができます。（PCB 特措法第 24 条）

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、罰則の対象となり、30 万円以下の罰金に処せられます。（PCB 特措法第 35 条）

2 立入検査

都道府県知事（政令市は市長）は、法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができます。（PCB 特措法第 25 条第 1 項）

なお、立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の対象となり、30 万円以下の罰金に処せられます。（PCB 特措法第 35 条）

3 行政処分

(1) 改善命令

都道府県知事（政令市は市長）は、保管事業者が第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができます。（PCB 特措法第 12 条第 1 項）

なお、改善命令に違反した者は、罰則の対象となり、3 年以下の拘禁刑若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれを併科されます。（PCB 特措法第 33 条）

(2) 代執行

都道府県知事（政令市は市長）は、保管事業者が第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反した場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができます。（PCB 特措法第 13 条第 1 項）

なお、行政代執行に要した費用については、当該保管事業者に負担させることができます。（PCB 特措法第 13 条第 2 項）

【行政代執行の要件】

- a PCB 特措法第 12 条第 1 項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- b PCB 特措法第 12 条第 1 項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。
- c 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、PCB 特措法第 12 条第 1 項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 罰則

3 年以下の拘禁刑若しくは 1000 万円以下の罰金又はこの併科（PCB 特措法第 33 条）	① 改善命令違反（PCB 特措法第 12 条第 1 項） ② 譲渡・譲受違反（PCB 特措法第 17 条）
6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金（PCB 特措法第 34 条）	① 保管等の届出義務違反・虚偽届出（PCB 特措法第 8 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 4 項） ② 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所変更違反（PCB 特措法第 8 条第 2 項）

	③ 処分等の虚偽届出（PCB 特措法第 10 条第 3 項第 2 号、第 18 条第 2 項第 2 号）
30 万円以下の罰金 （PCB 特措法第 35 条）	① 承継届出義務違反・虚偽届出（PCB 特措法第 16 条第 2 項） ② 報告義務違反・虚偽報告（PCB 特措法第 24 条） ③ 立入検査等拒否・妨害・忌避（PCB 特措法第 25 条第 1 項）
両罰規定 （PCB 特措法第 36 条）	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。